

登録関係規則

レーシングライセンス発給規則

公認競技員及び登録検査員登録規則

計測証明書発給規則

エキスパート登録規則

レーシングライセンス発給規則

2010年4月1日改正

2008年4月1日制定

この規則は、モーターボート国内競技規則（以下「競技規則」という）に基づき、レーシングライセンスの発給について定める。

100 レーシングライセンスの種類

1 レーシングライセンスの種類は、次の通りとする。

- (1) 国内レーシングライセンス
 - ①レーシングクラス
 - ②スポーツクラス
- (2) 国際レーシングライセンス

101 受講資格

レーシングライセンスの講習を受講できる者は、次の通りとする。

- (1) 日本国内に居住する者
- (2) 二級（湖川小出力限定を除く）以上の小型船舶操縦資格を有する者。
- (3) 競技規則の704-6 または7の適用を受けていない者
- (4) 競技会参加に支障を生ずる心身の疾病がない者

102 新規講習

- 1 講習は、日本パワーボート協会（以下「協会」）、または都府県、地区連盟（以下「連盟」という）が行う。
- 2 講習は、一般常識及びモーターボート競技に関する規則について、レーシングライセンスは2時間以上、スポーツライセンスは1時間以上行う。
- 3 講師は、協会が任命し、派遣する。
- 4 連盟が新規講習会を開催する場合は、協会へ新規講習会の開催申請を行わなければならない

103 修了試験

- 1 修了試験を受けようとする者は、新規講習を受講していなければならない。
- 2 修了試験は、講習内容について筆記試験を行い、70%以上の成績をもって合格と

する。

3 スポーツライセンスについてはこの限りではない。

104 登録申請

1 登録の申請をする者は、所属連盟を通じて協会に次のものを提出しなければならない。

- (1) レーシングライセンス申請書（第5号様式-1） 1通
- (2) 小型船舶操縦免許の写し 1部
- (3) 写真（縦3cm×横2.4cm）上半身、脱帽、6ヶ月以内に撮影したもの 1枚
- (4) 健康診断書（第3号様式） 1通
- (5) 手数料（修了試験料、発給料、教材費、講習料等）

2 登録の申請は、修了試験の日から、3ヶ月以内に完了しなければ無効となる。

105 登録

協会は、登録の申請があった場合は、登録原簿に必要事項を記入し、登録を行う。

106 レーシングライセンスカードの発給

協会は、登録した場合、当該申請者に所属連盟を通じてレーシングライセンスカードを発給する。

107 有効期間

1 有効期間は、登録または更新した年の翌年の3月31日までとする。

2 小型船舶操縦資格が無効となった場合は、その時点で無効となる。

108 更新

1 有効期間は、申請により更新することが出来る。ただし、更新講習を必要とする場合は、その講習を受けなければならない。

2 協会が認めた者は、更新講習の受講が免除され申請により更新することができる。

3 登録の更新を受けようとする者は、連盟を通じ、次のものを有効期間が満了する3ヶ月以内に、協会に提出しなければならない。

- (1) 更新申請書（第5号様式-2） 1通
- (2) 健康自己申告書（第3号様式-1） 1通
- (3) 更新料

109 更新講習

- 1 講習は、協会又は連盟が行う。
- 2 講習は、モーターボート競技に関する規則、安全対策等について行う。
- 3 講師は、協会が任命し、派遣する。
- 4 やむを得ない理由により、あらかじめ計画された日に講習を受講できなかった者に対し、特別更新講習を実施することができる。ただし、6月末日までとする。

110 登録の更新

協会は、更新の申請があった場合、更新登録を行い、申請者に所属連盟を通じてレーシングライセンスカードを発給する。

111 失効講習

- 1 更新を受けなかった場合は、最後の更新から1年以内に限り申請により更新することができる。また1年以上5年未満の場合、新規講習を受講することにより更新することが出来る。ただし、試験は免除する。それを超えた場合は新規として扱う。
- 2 失効講習を受講する場合の提出書類は、新規講習に準ずるものとする。

112 レーシングライセンスカードの再発給及び記載事項変更

- 1 レーシングライセンスカードを紛失または棄損、記載事項変更した場合、再発給の申請をすることができる。
- 2 レーシングライセンスの再発給を受けようとする者は、協会に次のものを提出しなければならない。
 - (1) 再発給申請書（第5号様式-1） 1通
 - (2) 再発給料
- 3 協会は、申請があったときは、レーシングライセンスカードを再発給する。

113 レーシングライセンスカードの返還

- 1 次に該当した場合は、協会にレーシングライセンスカードを返還しなければならない。
 - (1) レーシングライセンスカードを使用する必要がなくなったとき。
 - (2) 申請に対して不正があったとき。
 - (3) 競技規則の704-6または7の適用を受けたとき。

114 手数料

- 1 手数料は、別に定める。

附 則

この規則は、2010年4月1日から施行する。

公認競技員及び登録検査員登録規則

2018年4月1日改正

2008年4月1日制定

この規則は、モーターボート国内競技規則（以下「競技規則」という）に基づき、公認競技員及び登録検査員の登録について定める。

100 受講資格

- 1 公認競技員または登録検査員の講習を受講できる者は、次の通りとする。
 - (1) 日本パワーボート協会（以下「協会」という）または都府県、地区モーターボート連盟の長の推薦を有する者。
 - (2) アクアバイククラス登録検査員については、日本ジェットスポーツ連盟の検査員資格保有者で、かつ同連盟の推薦を有する者。

101 新規講習

- 1 講習は、協会が行う。
- 2 公認競技員の講習は、モーターボート競技に関する規則等について4時間以上行う。ただし、レーシングライセンスを受給している者、または登録検査員として登録されている者は、2時間以上とする。
- 3 登録検査員の講習は、モーターボート競技に関する規則、及びモーターボートの検査に必要な事項等について5時間以上行う。ただし、レーシングライセンスを受給している者、または公認競技員として登録されている者は3時間以上とする。
- 4 講師は、協会が任命し、派遣する。
- 5 連盟が新規講習会を開催する場合は、協会へ新規講習会の開催申請を行わなければならない

102 修了試験

- 1 公認競技員または登録検査員の修了試験を受けようとする者は、新規講習を受講していなければならない。
- 2 修了試験は、講習内容について筆記試験を行い、70%以上の成績をもって合格とする。

103 登録申請

- 1 講習を受講する者は、協会に次のものを提出しなければならない。
 - (1) 申請書（第7号様式）1通
 - (2) 写真（縦3cm×横2.4cm）上半身、脱帽、6ヶ月以内に撮影したもの1枚
 - (3) 登録料

104 登録

- 1 協会は、登録の申請があった場合は、登録原簿に必要事項を記入し、登録を行う。
- 2 モーターボートスポーツ委員、モーターボートテクニカル委員及び協会が認めた者は、申請により公認競技員または登録検査員として登録する。

105 登録証の発給

協会は、登録した場合、当該申請者に公認競技員または登録検査員登録証（以下「登録証」）を発給する。

106 有効期間

有効期間は、登録した日から翌年の3月31日までとする。

107 更新

- 1 申請により更新することができる。
- 2 登録の更新を受けようとする者は、次のものを有効期間が満了する7日前までに協会に提出しなければならない。
 - (1) 更新申請書（第7号様式）1通
 - (2) 更新料

108 臨時講習

- 1 協会は、講習を必要と認めた場合、臨時講習を行う。
- 2 講習は、規則の改正、安全対策等について行う。
- 3 講師は、協会が任命し、派遣する。

109 登録証の再発給及び記載事項変更

- 1 登録証を紛失または棄損し、記載事項変更した場合、再発給の申請をすることができる。

2 登録証の再発給を受けようとする者は、協会に次のものを提出しなければならない。

- (1) 再発給申請書（第7号様式）1通
- (2) 再発給料

3 協会は、申請があったときは、登録証を書き換えて再発給する。

110 登録証の返還

1 次に該当した場合は、協会に登録証を返還しなければならない。

- (1) 有効期間が満了したとき。
- (2) 棄損により再発給を受けるとき。
- (3) 紛失による再発給を受けた後、紛失した登録証を発見したとき。
- (4) 登録証を使用する必要がなくなったとき。
- (5) 申請に対し不正があったとき。
- (6) 臨時講習を正当な理由なくして受講しなかったとき。
- (7) 競技規則の704-6 または7の適用を受けたとき。
- (8) 公認競技員、登録検査員としてふさわしくない行為をしたと協会が認めたと
き。

111 手数料

登録料等は、次の通りとする。

- (1) 登録料 1,000 円
- (2) 更新料 1 資格につき 1,000 円
- (3) 再発給料（記載事項変更含む） 500 円

附 則

この規則は、2008年4月1日から施行する。

計測証明書発給規則

2018年4月1日改正

2008年4月1日制定

この規則は、モーターボート国内競技規則（以下「競技規則」という）に基づき、計測証明書の発給について定める。

100 計測証明書の受給者

- 1 計測証明書は、日本パワーボート協会（以下「協会」という）の行う登録検査に合格した競技艇を所有する者に対して発給される。
- 2 競技艇は、日本小型船舶検査機構（以下「JCI」という）が区別する次のものとする。
 - (1) レーシングクラス艇
小型船舶安全法において一般規定が適用されない競技艇
 - (2) プレジャークラス艇
小型船舶安全法が適用される競技艇

101 登録検査

- 1 登録検査は、協会が別に定めるモーターボート登録検査実施要領により登録検査員が行う。
- 2 登録検査の場所は、次の通りとする。

ただし、予備機関のみの追加登録検査は、次の（1）及び（2）で行う。

 - (1) 協会本部
 - (2) 協会の指定する場所
 - (3) 登録検査を受けようとする者が希望する場所
- 3 登録の検査は、登録検査が行われた日から3ヶ月以内に登録申請の手続きをしない場合は無効とする。
- 4 登録検査は、レーシングクラス艇にあつては、原則として競技会の30日前までとし、プレジャークラス艇にあつては同15日前までとする。

102 合格証明書の発行

- 1 協会は、登録検査に合格したレーシングクラス艇に対して、合格証明書を発行す

る。

2 合格証明書の有効期間は3ヶ月とする。

103 登録の申請

1 登録の申請をする者は、次のものを協会に提出しなければならない。ただし、計測証明書の有効期間内に競技会に出場していない競技艇は、再登録できない。

- (1) 登録検査申請書 1通
- (2) モーターボート登録検査表（正横からの、サービス判の写真を貼付したもの。更新の場合は不要）1枚
- (3) JCI 検査証及び検査手帳の写し（競走用モーターボートはJCI 検査後）1部
- (4) モーターボート登録検査料（予備機2基を含む）
- (5) 検査手数料

2 登録の申請は、参加する競技会の10日前までとする。

104 登録

1 協会は、登録の申請があった場合は、登録原簿に必要事項を記入し、登録を行う。

2 登録の番号は、次の通りとする。

- (1) レーシングクラス艇 RXX001～RXX700
- (2) プレジャークラス艇 PXX701～PXX999

※XXは登録された西暦年度の下の桁を表示し、それ以降は001、701から順番に割り当てられる。

105 計測証明書、登録シールの発給

1 協会は、登録を行った場合、当該申請者に計測証明書及び登録シールを発給する。

2 登録シールは、次の通りとする。

- (1) レーシングクラス艇 赤色シール
- (2) プレジャークラス艇 青色シール

106 有効期間

計測証明書及び登録シールの有効期間は、船舶安全法に基づく中間検査または定期検査（第1回目の定期検査を除く）の年で協会が指定した期日までとする。

107 更新

- 1 申請により更新することができる。
- 2 登録は、有効期間満了後3ヶ月後以内に更新されないときは抹消する。

108 計測証明書、登録シールの再発給

- 1 計測証明書または登録シールを、紛失または棄損した場合、再発給の申請をすることができる。
- 2 紛失の場合は、次のものを協会に提出しなければならない。
 - (1) 再発給申請書 1通
 - (2) 再発給料
- 3 き損の場合は、次のものを協会に提出しなければならない。
 - (1) 再発給申請書 1通
 - (2) 計測証明書または登録シール
 - (3) 再発給料
- 4 協会は、申請があったときは、計測証明書または登録シールを再発給する。

109 計測証明書の記載事項変更

- 1 計測証明書の記載事項に変更が生じた場合、すみやかに次のものを協会に提出し、訂正を受けなければならない。
 - (1) 変更申請書 1通
 - (2) 計測証明書
 - (3) 再発給料
- 2 競技艇の所有者が変更した場合、次のものを協会に提出しなければならない。
 - (1) 所有者変更申請書 1通
 - (2) 計測証明書
 - (3) 再発給料
- 3 協会は、申請があったときは、計測証明書を書き換えて発給する。

110 計測証明書、登録シールの返還

次に該当した場合は、協会に計測証明書と登録シールを返還しなければならない。

- (1) 有効期間が満了したとき。
- (2) 紛失により再発給を受けた後、紛失した計測証明書、または登録シールを発見したとき。
- (3) 競技艇として使用しなくなったとき。

(4) 申請に対し、不正があったとき

111 手数料

登録検査料等は、次の通りとする。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 登録検査料（予備機2基を含む） | 15,000円 |
| ただし、登録検査員の旅費交通費を含む | |
| (2) 追加予備機関登録検査料 1基につき | 2,000円 |
| (3) 検査手数料（旅費交通費は別途請求） | 10,000円 |
| (4) 再発給料 計測証明書 | 1,000円 |
| 登録シール | 1,000円 |

附 則

この規則は、2008年4月1日より施行する。

エキスパート登録規則

2008年4月1日制定

この規則は、日本パワーボート協会（以下「協会」）が、モーターボート国内競技規則（以下「競技規則」という）に基づき、エキスパートの登録について定める。

100 エキスパートクラス

エキスパートクラスとは、F3000クラスをいう。

101 出場資格

エキスパートクラスの競技会に出場する者は、エキスパート登録をしていなければならない。

110 新規登録

111 新規登録申請

登録の申請をできる者は、次の1または2の条件を満たしていなければならない。

1 条件1

- (1) 国内レーシングライセンス（以下「国内R/L」という）を受有し、1年以上を経過していること。
- (2) 申請時に国内R/Lを受有していること。
- (3) 登録申請する過去5年間に次のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① F550 または F850 クラスで2回以上優勝していること。
 - ② ハイドロまたはVクラスで10競技会以上出場していること。
 - ③ ハイドロまたはVクラスで5競技会以上とF550またはF850クラスを2競技会で計7競技会以上出場していること。
 - ④ F550 または F850 クラスで5競技会以上出場していること。

2 条件2

- (1) 国内R/Lを受有し、1年以上を経過していること。
- (2) 申請時に国内R/Lを受有していること。
- (3) F550 及びF850 クラスで3競技会以上（国内外競技会問わず）出場していること。
- (4) F3000クラス競技会で競技委員として2競技会以上の従事した経験を有していること。

ること。ただし2000年4月1日以降の競技会からとする。

- (5) 競技規則で定めるダンクテストを受けていること。
- (6) 所属するクラブ長の指導の下、十分な航走指導と練習を重ね、クラブ長のレポート（推薦状や経歴など）を提出すること。
- (7) 国外の競技会（フォーミュラクラス）に出場した者で次の条件を満たした者。ただし、2000年4月1日以降の競技会からとする。
 - ① 競技規則の規定する国際R/Lを受給している者。
 - ② UIMに加盟している国（連盟）が主催する競技会であること。
 - ③ 出場した競技会の主催者からレース成績及びレポート（出場記録）を取得し、協会へ提出すること。

3 登録の申請は、本人の申請により行う。

4 登録の申請をする者は、協会に次のものを提出しなければならない。

- (1) エキスパート申請書 1通
- (2) 登録料 5,000円
- (3) 所属クラブ長のレポート（111-2による登録申請者）
- (4) 国外競技会のレース成績及びレポート（111-2（7）による登録申請者）

112 登録

協会は、登録の申請があった場合、登録原簿に必要事項を記入し、登録を行う。

113 登録証の発行

協会は、登録の申請があった場合、当該申請者に登録証を発行する。

114 有効期間

有効期間は、登録または更新した翌年の3月31日までとする。

120 更新登録

121 更新

有効期間は、申請により更新することができるものとする。ただし、更新講習を必要とする場合は、その講習を受けなければならない。

122 更新申請

- 1 更新の申請をする者は、次の条件を満たしていなければならない。
 - (1) 国内R/Lを所有していること。
 - (2) 継続してエキスパート登録を受ける者。
- 2 登録の更新を受けようとする者は、協会に次のものを提出しなければならない。
 - (1) エキスパート更新申請書 1通
 - (2) 更新登録料 2,000円

130 失効再登録

131 失効再登録申請

- 1 失効再登録の申請をする者は、次の条件を満たしていなければならない。
 - (1) 国内R/Lを1ヶ月以上所有していること。
 - (2) エキスパート登録後、更新しないために登録が失効している者。
- 2 失効再登録を受けようとする者は、協会に次のものを提出しなければならない。
 - (1) エキスパート失効再登録申請書 1通
 - (2) 失効再登録料 5,000円

140 登録証の再発給

- 1 登録証を紛失または棄損した場合は再発給を申請できる。
- 2 登録証の再発給を受けようとする者は、協会に次を提出しなければならない。
 - (1) R/L申請書 1通
 - (2) 再発給料 2,000円

150 登録証の返還

次に該当した場合は、協会に登録証を返還しなければならない。

- 1 国内R/Lの効力がなくなったとき。
- 2 エキスパート登録の必要がなくなったとき。
- 3 申請に対して不正があったとき。
- 4 競技規則の704-6または704-7の適用を受けたとき。

附 則

この規則は、2008年4月1日から施行する。